



## 議会、議員の役割って？

### 「市民に身近で親しみのある議会」に

岩沼市議会は、地方自治体の本旨を実現するため、二元代表制の一方の機関として、市民の皆様の意思を市政に反映させるために責任と義務の下、岩沼市に最良の意思決定を導く責任を負っています。

地方の議会は、地方分権の時代を迎え、市民自治の実現に向けて、先導役を果たすことが期待されているとともに、地域における民主主義の発展と市民福祉向上のために果たす役割は大きいものがあります。市民の負託を受けた議会は、責任をもってその機能を行行使し、市長やその他の執行機関の政策等の立案、決定、執行及びその評価について論点及び争点を広く市民の皆様にも明らかにすることが求められています。

議会は、この使命を達成するため、市長等との緊張関係を保持する一方、議員は、品位、品格を保持し、自己研鑽に努めるとともに、議会の審議及び活動の公正性と透明性を確保し、活性化を図りながら、「市民に身近で親しみのある議会」を作り上げるため、岩沼市議会基本条例を制定しています。

(岩沼市議会基本条例から抜粋しています)

## 次の定例会は2月16日(火)開会、 一般質問は、22日(月)・23日(火)・24日(水)に 行われる予定です。

### 議事を傍聴しませんか。

岩沼市議会では、本会議及び委員会等を公開していますので、どなたでも傍聴ができます。

- 傍聴の申し込み・議事堂入り口（1階）
- ・傍聴券にお名前、ご住所を記入の上、「傍聴受付箱」へ投函し、3階の傍聴席へ移動願います。
- ・お帰りの際は、アンケートに記入の上、「傍聴受付箱」へ投函願います。
- ※ お問い合わせは、岩沼市議会事務局（22-1111、内272・273）までお願いします。

## 議事堂は どこ？

ここです



## 編集後記

新春を迎え市民の皆様には、穏やかにお過ごしのこととお喜び申し上げます。

昨年12月に岩沼市議会議員選挙が実施され、新たに議員18名が誕生しました。

今後4年間、市民の皆様との代弁者としてしっかりと取り組んでいきます。

さて、平成28年2月号は、改選前の議会報編集特別委員会委員として最後の編集を行ったものとなりました。この4年間、試行錯誤を繰り返しながら、市民の皆様にご覧いただき「身近な議会だより」として紙面作りに取り組んできました。いかがだったでしょうか。

今後は、新たな委員により、議会活動をより分かりやすく皆様にお伝えしたいと思います。

平成28年1月12日から議会だよりを編集する委員会は「議会広報特別委員会」に名称が変更されました。